

令和 年 月 日

五泉市長 様

所在地

事業所名

代表者名

返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式

地場産品基準	第3号	五泉市内において返礼品の製造、加工その他の工程を行うことにより価値の過半が生じているもの。	
	申請にあたり、下記の事項に同意をお願いします（✓を付けてください）。		
		・本返礼品の付加価値の算出方法等について、求めに応じて必要な説明や資料提供等を行います。 ・本返礼品の付加価値の算出方法等について、五泉市公式HPにて公表されることに同意します。	
返礼品名称			
内容量・規格等			
返礼品価格（税込） 本市に提供する際の価格から 梱包代、送料を除いた価格		一般販売価格（税込） 一般消費者に販売する際の価格 ※非売品の場合は類似製品の価格	
区域外費用	本返礼品の製造・加工等のために五泉市外で生じた費用を記載して下さい。 （例：原材料費、区域外加工費用等）	製造・加工地	本返礼品の製造・加工を行っている場所を記載して下さい。 （例：新潟県五泉市）
五泉市内において生じた価値の割合	▼総務大臣が定める標準的な算出方法		▼その他の算出方法
	算式 (A-B) / A A：返礼品価格 B：区域外費用		その他の算出方法とする理由及び算出方法の詳細
	上記の算出方法により、50%を超える必要があります。	##### %	
価値の内訳	五泉市内で生じた価値の説明		
	五泉市外で生じた価値の説明		